

独立行政法人労働政策研究・研修機構業績評価規程

(平成15年12月1日施行)

(平成27年 6月1日改訂)

(目的)

第1条 本規程は、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）における業績評価の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 機構は、調査研究及び研修等において適正で質の高い事業運営を確保するため、関係諸法令等、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）並びに厚生労働省独立行政法人評価実施要領（平成27年5月28日厚生労働省政策統括官決定）に基づいて業績評価を行う。

(評価の種類及び実施主体)

第3条 評価は、事業の開始前に行う評価（以下、「事前評価」という。）、事業の中間段階に行う評価（以下、「中間評価」という。）、事業の終了後に行う評価（以下、「事後評価」という。）とする。

2 前項に掲げる評価のうち、事前評価及び事後評価はそれぞれ内部評価及び外部評価により行い、中間評価は内部評価により行うものとする。

3 内部評価は、経営会議において行う。経営会議の設置及び運営については、別に定める。

4 外部評価は、理事長が委嘱する学識及び経験を有する者で組織する総合評価諮問会議（以下、「諮問会議」という。）において行う。諮問会議の組織及び運営等については、別に定める。

5 内部評価は、外部評価に先立って行うものとする。

(評価の対象)

第4条 評価の対象は、以下のとおりとする。

一 事前評価については、独立行政法人通則法（以下、「通則法」という。）第30条第1項に基づき厚生労働大臣の認可を受ける中期計画（以下、「中期計画」という。）の案及び通則法第31条第1項に基づき厚生労働大臣に届け出る年度計画（以下、「年度計画」という。）の案。

二 中間評価については、年度計画に基づいて実施されるすべての事業。

三 事後評価については、通則法第32条に基づき主務大臣の評価を受ける業務の実績の

案（以下、「年度の業務実績案」及び「中期目標に係る業務実績案」という。）。

（評価基準）

第5条 評価は、第2条の基本方針によるほか、以下の基準により行うこととする。

- 一 事前評価は、中期計画の案については中期目標を達成するため、年度計画の案については中期計画を達成するため、それぞれ適切な内容であるかとの観点から行う。
- 二 中間評価は、各事業の実施状況が、中期目標、中期計画及び年度計画を達成するために適切であるかとの観点から行う。
- 三 事後評価は、年度の業務実績案及び中期目標に係る業務実績案が、それぞれ中期計画及び中期目標を達成しているかとの観点から行う。

（事前評価の方法）

第6条 経営会議及び諮問会議は、年度計画の案について、前条に定める評価の基準に照らして評価を行い、必要な場合には、改善事項を指摘する。

- 2 経営会議及び諮問会議は、中期計画の案について、前条に定める評価の基準に照らして評価を行い、必要な場合には、改善事項を指摘する。

（中間評価の方法）

第7条 経営会議は、毎年度の7月、10月、1月（以下、「評価実施月」という。）に、各評価実施月に先立つ3月間の業務の実績について、第5条に定める評価の基準に照らして評価を行い、必要な場合には、改善事項を指摘する。

（事後評価の方法）

第8条 経営会議は、年度の業務実績案について、当該年度終了後遅滞なく、第5条に定める評価の基準に照らして評価を行い、必要な場合には、改善事項を指摘する。

- 2 経営会議は、中期目標に係る業務実績案について、当該中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度及び中期目標の期間の最後の事業年度終了後遅滞なく、第5条に定める評価の基準に照らして評価を行い、必要な場合には、改善事項を指摘する。
- 3 諮問会議は、第1項に掲げる年度の業務実績案について、当該年度終了後遅滞なく、第5条に定める評価の基準に照らして評価を行い、必要な場合には、改善事項を指摘する。
- 4 諮問会議は、第2項に掲げる中期目標に係る業務実績案について、当該中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度及び中期目標の期間の最後の事業年度終了後遅滞なく、第5条に定める評価の基準に照らして評価を行い、必要な場合には、改善事項を指摘する。

（評価結果の取扱い）

第9条 機構は、前条第3項及び第4項による評価の結果をホームページ等を通じて公表す

る。

- 2 機構は、前条第3項及び第4項による評価の結果を受けて必要な改善措置を講じるとともに、改善措置等について前項に定める評価結果の公表とあわせてホームページ等により公表する。

(その他)

第10条 この規程の実施に際し必要な細則は、別に定める。

- 2 研究業績の評価については、この規程によるほか、別に定める。

附則

本規程は、平成15年12月1日より施行する。

本規程は、平成27年 6月1日より施行する。